

種苗法の改正により、登録品種の自家増殖は、令和4年4月1日から、育成者権者(その品種の開発者)の許諾が必要となります。

※自家増殖とは、種苗から得た収穫物の一部を、自己の農業経営において更に種苗として利用する行為のこと。

以下をご確認ください

主な品種一覧(裏面)

あなたが栽培する種苗は？

<品種の検索はこちらから>

県HP(主な栽培品種一覧等)

JATAFF HP(流通品種データベース)

登録品種
・種苗法に基づき、国に登録されている品種のこと。
・育成者権は最長25年(果樹等の永年性は30年)保護される。

一般品種
・在来種や品種登録されたことのない品種、品種登録期間の切れた品種のこと。
・種苗法における育成者権はない。

自家増殖するには、育成者権者の許諾が必要

これまでどおり、自家増殖が可能

育成者権者が

国(農研機構)の場合

- 許諾手続き: 不要
○稲, さとうきび, 花き, 牧草など
・ 遵守事項を確認, 遵守する必要あり
- 許諾手続き: 必要
○果樹 (許諾料: 有償)
・ 遵守事項を確認し, webで申請した上で, 農研機構から送付される証紙を園地に掲示する必要あり
- さつまいも, いちご, ばれいしょ, 茶 (許諾料: 無償)
・ 遵守事項を確認し, webで申請する必要あり

※ 団体での申請も可能。詳細は下記へ
【農研機構: 知的財産部育成者権管理課】
URL: <https://prd.formnaro.go.jp/form/pub/naro01/hinsyu>

鹿児島県の場合

- 許諾手続き: 不要
○稲, 野菜, 果樹, 花き (すべての登録品種)
・ 種苗を第三者に譲渡しないことや海外に持ち出さないこと等の条件を遵守する必要があります。

民間や他県等の場合

各育成機関にお問い合わせください。

<参考>
農林水産省HP
種苗法の改正について